

「学校選択制」のご案内

I 学校選択制とは

大阪市では、住所地による通学区域に基づいて生徒が入学する学校を指定しています。

都島区の学校選択制は、市立中学校に入学する際の1回のみ、住所地により定められた学校以外の学校も選択できる制度です。ただし、通学区域外からの受入可能人数には上限があるため、希望の学校に必ず進学できるとはかぎりません。

なお、通学区域の学校を選択する場合は、必ず進学することができます(通学区域の学校を希望する場合も、必ず「学校選択制希望調査票」を提出してください)。

II 対象となる方は

令和7年4月に中学校に入学予定の都島区在住の方です。

III 選択できる学校の範囲は

区内の全市立中学校が選択の対象となり、本人・保護者の希望により、第2希望まで選択することができます(小中一貫校も選択できますが、第1希望でしか申請できません。詳細は、31ページ「小中一貫校 児童生徒の全市募集について」参照)。

なお、通学区域の学校を選択する場合は、必ず進学することができますが、通学区域外の学校を選択する場合(学校選択制によって通学区域外の小学校に就学し、その小学校の接続中学校を希望する場合など)は、受入可能人数に上限があるため、必ず希望の学校に進学できるとはかぎりません。また、登校下校の安全確保は保護者の責任です。特に通学区域外の学校を選択するにあたっては、通学距離等、通学の負担や安全を考慮して、希望申請してください。

Ⅳ 通学区域外受入可能人数について

令和7年度の通学区域外からの受入可能人数は、通学区域内入学予定者の今後の転出入等を考慮して算出しています。

各学校の受入可能人数は次のとおりです。

令和7年度 中学校入学者 受入可能人数一覧

学 校 名	通学区域外からの受入可能人数
高倉中学校	20人～29人程度
桜宮中学校	若干名
都島中学校	30人～39人程度
淀川中学校	若干名
友渕中学校	若干名

学校選択での注意点

- **通学の安全確保は保護者の責任です。**通学距離等、通学の負担や安全を考慮して、学校を選択してください。なお、**通学方法は原則、徒歩とし、自転車の利用は禁止**します。
- 都島区の学校選択制では、**きょうだい優先は実施しておりません。**そのため、**兄弟が学校選択制により通学区域外の中学校に進学した場合、必ずしもその弟妹が同じ中学校へ進学できるとは限りません。**希望者多数の場合は、抽選になりますので、あらかじめご了承ください。
なお、きょうだいで異なる学校に通学する場合、学校行事が重なる場合があります。
- 学校選択制によって**通学区域外の小学校に就学した場合、その小学校の接続中学校への進学が保証されるわけではありません。**接続中学校の進学を希望される場合は、その希望調査票を提出してください。希望者多数の場合は、抽選になりますので、あらかじめご了承ください。
- 国立・私立・特別支援学校を希望している場合でも、「学校選択制希望調査票」をご提出いただく必要があります。結果によって、**本市の学校選択制を利用する際には、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。**なお、記載がない場合につきましては、通学区域(住所地)の学校が希望選択校として指定されることになりますのでご注意ください。

■よくあるご質問については、11～13ページをご確認ください。